

ふじみ野市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなけ</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>傷病、出産その他の事由により</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>傷病、出産その他の事由により</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(<u>法人の場合には、その名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>

ればならない。

3 前2項の請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)

2 請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)